

大佐山フライトエリア クロスカントリー飛行規定

2006年4月1日改定

1. 大佐山フライトエリアよりクロスカントリー飛行を行うものは、その飛行に関する全ての責任をパイロット自身で負うこと。万が一、クロスカントリー飛行に際し事故が発生した場合、原因の所在が如何なる場合においても、管理者ならびにフライトの発進許可者は一切の責任を負わないものとする。
2. 本規定は、大佐山フライトエリア規定と併せて理解されなければならない。
3. クロスカントリー飛行は、(社)日本ハンググライディング連盟の発行するクロスカントリー技能証を有する者、又は同等以上の技能を有すると認められる者、その他管理者が認めた者に限って許可される。
4. 予め飛行計画書を管理者に提出し、発信許可を得た後に飛行すること。なお、飛行計画書には地図も添付すること。
5. 事前に空域、目的地、及び緊急着陸予定地などを十分に調査すること。着陸予定地については、地権者などの承諾を得ておくよう心がけること。
6. 航空法を遵守し、他の航空交通の妨げにならないよう十分留意すること。
7. 最低1名以上のサポート係を用意すること。管理者はサポートを行わない。
8. レスキューパラシュート、エマージェンシーキット、携帯電話等の適切な通信手段を携行すること。
9. 電線、家屋、施設などの上空は、十分な高度をとること。また高圧線については特に注意を払い、横切る場合には直角に、また鉄塔上空を通ること。
10. 飛行中は常時、到達可能な緊急着陸地を把握しておくこと。緊急着陸地が確保できなくなる恐れがある場合には、速やかに飛行を中止すること。
11. やむを得ず緊急着陸する場合には、人命を第一とし、かつ、第三者への損害を最小限に留めること。また、着陸場所の地権者などには礼を欠かさぬこと。
12. 着陸した後、速やかにエリア管理者に報告を行うこと。事後、着陸場所及び連絡先を明記したフライトレポートを提出すること。
13. 上記の規定を十分に理解し、遵守すること。規定違反が発覚した場合、以後のクロスカントリー飛行を認めない。

(株)おおさネイチャークラブ